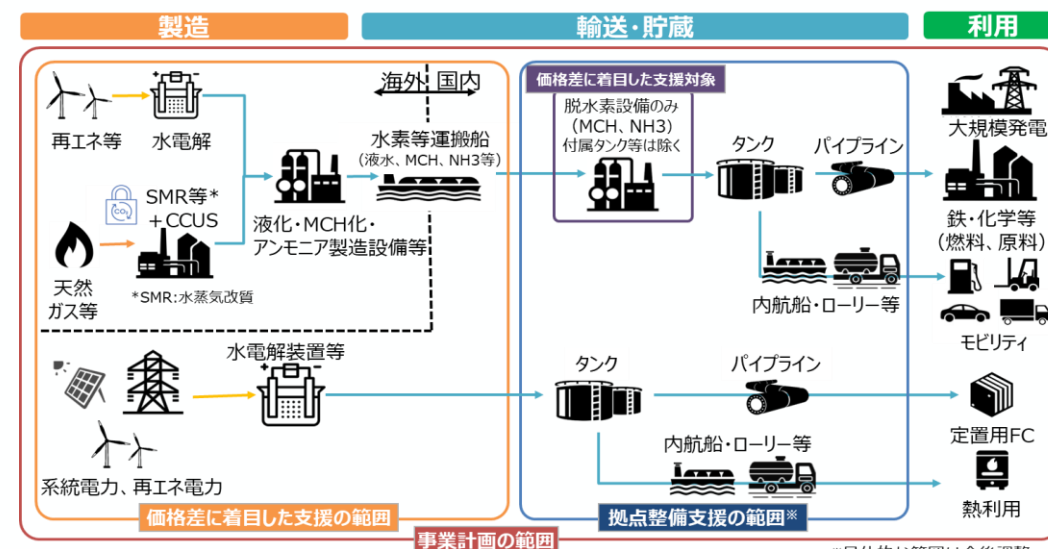
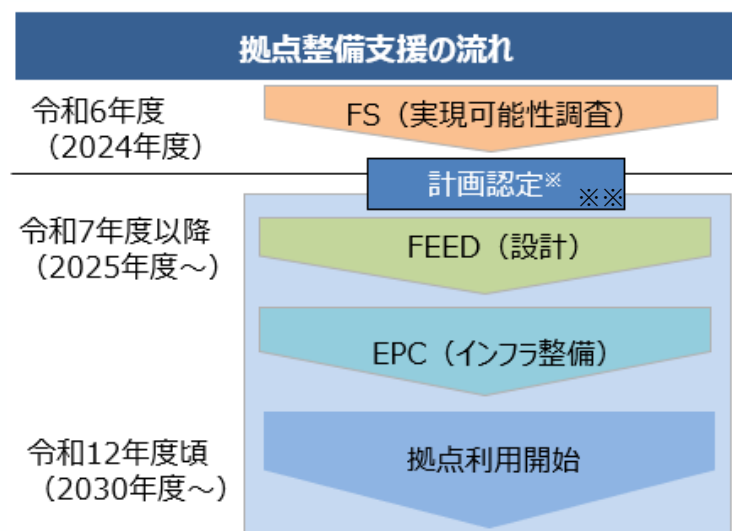


水素社会推進法に基づく拠点整備支援の申請受付開始について

- 水素等の拠点を整備していくにあたっては、水素等の大規模な利用拡大につながり、様々な事業者に広く裨益する設備に対して重点的に支援することで、水素等のサプライチェーンを確実に構築しつつ、周辺の潜在的なニーズの発掘・集積を促していく。
- 具体的には、「低炭素水素等を、荷揚げ後の受入基地から需要家が実際に利用する地点まで輸送するにあたって必要な設備であって、民間事業者が複数の利用事業者と共同して使用するもの（共用パイプライン、共用タンク等）」に係る整備費の一部を①事業性調査（FS）、②設計（FEED）、③インフラ整備の3段階で支援。
- 第1段階の事業性調査（FS）支援をエネ特予算にて2024年6月から2025年2月末まで実施。第2段階以降の設計・インフラ整備に係る支援は、水素社会推進法の計画認定制度に基づく「拠点整備支援」で一体的に実施。この度、拠点整備支援を希望する計画の申請受付を開始（2025年3月5日～6月30日）。



※FS事業への参加状況は、水素社会推進法に基づく計画認定制度の認定に影響しない。

※※GX経済移行債を活用し、令和7年度当初予算案でFEED事業として57億円を計上。

※具体的な範囲は今後調整。